

令和 5 年10月

第10回 つくば市農業委員会総会議事録

日 時 令和 5 年10月13日 午後 1 時30分

場 所 つくば市役所 コミュニティ棟 3 階 会議室 A・B

出 席 委 員

1 番	柳下 浩一朗	2 番	小川 充
3 番	染谷 文夫	4 番	櫻井 守
6 番	白石 悟	7 番	對崎 徳男
8 番	大野 博司	9 番	石島 繁
11番	吉田 新一	12番	青木 道子
13番	飯岡 勉	14番	本橋 文男
15番	野堀 良夫	16番	飯島 孝一
17番	遠藤 道夫	19番	飯野 和男
20番	市村 元則	21番	蛭原 昇
22番	坂入 誠		

欠 席 委 員

5 番	雨貝 洋子	10番	加園 秀信
-----	-------	-----	-------

出席農業委員会事務局職員

農業委員会	事務局長	鳴海 秀秋
農業行政課	課 長	天貝 雄一
農業行政課	課長補佐	飯泉 亮成
農業行政課	係 長	今野 重彰
農業行政課	係 長	廣引 康則
農業行政課	主 事	田中 良拓

1. 本日の会議に付した案件

日程第 1 議事録署名委員の選任について

日程第 2 議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による権利の設定、移転の許可について

議案第 2 号 農地法第 4 条の規定による許可について

- | | | |
|------|-----|---|
| 議案第 | 3号 | 農地法第5条の規定による権利の設定、移転の許可について |
| 議案第 | 4号 | 現況証明の発行可否について |
| 議案第 | 5号 | 買受適格証明の発行可否について |
| 議案第 | 6号 | 農用地利用集積計画の決定について |
| 議案第 | 7号 | 農用地利用集積計画の決定について（農地中間管理事業） |
| 議案第 | 8号 | 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見について |
| 日程第3 | 報告第 | 1号 農地法第3条の3の規定による届出について |
| | 報告第 | 2号 農地法第3条第1項第13号の規定による農地等の権利移動届出について |
| | 報告第 | 3号 農地法第4条第1項第7号の規定による市街化区域内の農地転用届出について |
| | 報告第 | 4号 農地法第5条第1項第6号の規定による市街化区域内の農地転用届出について |
| | 報告第 | 5号 農地法第5条の規定による制限除外の農地の移動届について |
| | 報告第 | 6号 農地法第18条第6項の規定による通知について |
| | 報告第 | 7号 現況証明の専決処理について |
| | 報告第 | 8号 農地等の現況に係る照会に対する回答について |

【午後1時30分 開会】

事務局（鳴海事務局長）

それでは、定刻となりましたので、始めさせていただきます。

本日は、お忙しい中、第10回総会に御参集いただきまして、誠にありがとうございます。

それでは、総会開会に当たりまして、飯野会長より御挨拶いただきしたいと思います。よろしく願いいたします。

会 長（飯野 和男）

皆さんこんにちは。お忙しいところ、御苦勞様でございます。

令和5年第10回農業委員会総会を招集しましたところ、委員各位の御出席を賜りまして、ありがとうございました。

大分気候も涼しくなっていて、イチョウの葉も少しずつ色づき、秋への移り変わりを感じます。飼料米の収穫作業が進み、そろそろ終わりを迎える頃だと思いますが、健康に気をつけながら励んでいただければと思います。

本日は、御苦勞様でございます。

事務局（鳴海事務局長）

ありがとうございました。

総会の議長につきましては、つくば市農業委員会会議規則第6条により会長が務めることになっておりますので、以降の議事進行を飯野会長にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

開会の宣告

会 長（飯野 和男）

それでは、ただいまから令和5年第10回総会を開会いたします。

これより議事に入りますが、本日、議席5番雨貝洋子委員、議席10番加園秀信委員より欠席届の提出がありました。

本日の出席委員数は19名で、定足数に達していることから、令和5年第10回つくば市農業委員会総会は成立しております。

それでは、議事日程のとおり進めてまいります。

日程第1 議事録署名委員の選任について

議 長（飯野 和男）

まず、日程第1、議事録署名委員の選任を行います。つくば市農業委員会会議規則第25条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことに異議ありませんか。

＜「異議なし」と呼ぶ者あり＞

議 長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので、議事録署名委員は、議席14番本橋文男委員、議席15番野堀良夫委員にお願いいたします。

また、本日の会議書記は、事務局今野係長にお願いします。

日程第2に入る前に、発言についての注意事項を申し上げます。会議規則第14条の規定のとおり、発言するときは起立し「議長」と呼び、自分の氏名を告げ、議長の許可を得てから簡潔明瞭に発言してください。

日程第2 議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について

議 長（飯野 和男）

それでは、日程第2、議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可についてを議題とします。

事務局の提案説明を求めます。

事務局（田中主事）

議案第1号について朗読する。（別紙議案書のとおり）

議長（飯野 和男）

ただいま事務局から説明がありましたが、各地区において調査を実施しておりますので、担当委員より調査結果の報告をお願いいたします。

最初に、谷田部地区分について、小川委員、お願いいたします。

小川 充委員

去る10月5日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号1番については、野菜を作付けしている農家で、申請地には野菜を作付けする予定です。

提出番号2番については、水稻・野菜を作付けしている農家で、申請地には野菜を作付けする予定です。

提出番号3番については、水稻・野菜を作付けしている農家で、同一世帯内の子に贈与し、申請地にはこれまでどおり野菜を作付けする予定です。

提出番号4番については、水稻・野菜を作付けしている農家で、同一世帯内の子に贈与し、申請地にはこれまでどおり野菜を作付けする予定です。

提出番号5番については、水稻・野菜を作付けしている農家で、申請地には野菜を作付けする予定です。

以上のことから、提出番号1番から5番については、農機具等も確保しており、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議長（飯野 和男）

ありがとうございました。

続きまして、茎崎地区分について、蛭原委員、お願いいたします。

蛭原 昇委員

去る10月10日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号6番については、水稻・野菜を作付けしている農家で、申請地には野菜を作付けする予定です。

提出番号7番については、水稻・野菜を作付けしている農家で、申請地には野菜を作付けする予定です。

以上のことから、提出番号6番、7番については、農機具等も確保しており、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議長（飯野 和男）

ありがとうございました。

続きまして、大穂地区分について、石島委員、お願いいたします。

石島 繁委員

去る 10 月 5 日に行いました現地調査、並びに審議結果について御報告いたします。

提出番号 8 番については、水稻と野菜を作付けしている農家で、申請地には野菜を作付けする予定です。

以上のことから、提出番号 8 番については、農機具等も確保しており、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議 長（飯野 和男）

ありがとうございました。

続きまして、筑波地区分について、櫻井委員、お願いいたします。

櫻井 守委員

去る 10 月 6 日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号 9 番については、申請者は農業を開始するため申請するもので、申請地には水稻を作付けする予定です。

提出番号 10 番、11 番、13 番、16 番については、同一申請人のため一括して説明いたします。申請人は水稻・野菜を作付けしている農家で、申請地には野菜を作付けする予定です。

提出番号 12 番については、水稻・野菜を作付けしている農家で、申請地には水稻を作付けする予定です。

提出番号 14 番については、野菜を作付けしている農家で、申請地には野菜を作付けする予定です。

提出番号 15 番については、水稻を作付けしている農業法人の代表で、申請地には水稻を作付けする予定です。

提出番号 17 番については、水稻・野菜を作付けしている農地所有適格法人で、申請地には水稻・野菜を作付けする予定です。

提出番号 18 番については、野菜を作付けしている農家で、申請地には水稻・野菜を作付けする予定です。

提出番号 19 番については、野菜を作付けしている農家で、申請地には野菜を作付けする予定です。

提出番号 9 番から 19 番については、農機具等も確保しており、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議長（飯野 和男）

ありがとうございました。

続きまして、桜地区分について、吉田委員、お願いいたします。

吉田新一委員

去る10月10日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号20番については、水稻、野菜を作付けしている農家で、申請地には、野菜を作付けする予定です。

提出番号21番については、水稻、野菜、芝を作付けする農家で、申請地には水稻を作付けする予定です。

提出番号22番については、水稻、野菜、芝を作付けする農家で、申請地には水稻を作付けする予定です。

以上のことから、提出番号20番から22番については、農機具等を確保しており、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員さんの審議をよろしくお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議長（飯野 和男）

ありがとうございました。

以上で、議案第1号の説明及び報告が終わりました。

これより質疑に入ります。

質問、意見等ありましたらお願いいたします。

よろしいですか。

<「なし」と呼ぶ者あり>

議長（飯野 和男）

質問、意見共にないようですので、議案第1号に対する質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第1号について、許可することに異議ありませんか。

<「異議なし」と呼ぶ者あり>

議長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので異議なしと認め、議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可については、許可することに決定いたします。

議案第2号 農地法第4条の規定による許可について

議長（飯野 和男）

次に、議案第2号 農地法第4条の規定による許可についてを議題といたします。
事務局の提案説明を求めます。

事務局（廣引係長）

議案第2号について朗読する。（別紙議案書のとおり）

議 長（飯野 和男）

ただいま事務局から説明がありましたが、谷田部地区において調査を実施しておりますので、小川委員より調査結果の報告をお願いいたします。

小川 充委員

去る10月5日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号1番については、資力に関する書類等が整わないため、継続審議といたしました。

以上のことから、提出番号1番については継続審議といたしましたが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議 長（飯野 和男）

ありがとうございました。

以上で、議案第2号の説明及び報告が終わりました。

提出番号1番は継続審議との報告がありましたが、質問、意見等ありましたらお願いします。

<「なし」と呼ぶ者あり>

議 長（飯野 和男）

質問、意見共にないようですので、提出番号1番に対する質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

提出番号1番については、小川委員報告のとおり、継続審議とすることに異議ありませんか。

<「異議なし」と呼ぶ者あり>

議 長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので異議なしと認め、議案第2号 農地法第4条の規定による許可についての提出番号1番については、継続審議といたします。

議案第3号 農地法第5条の規定による権利の設定、移転の許可について

議 長（飯野 和男）

次に、議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による権利の設定、移転の許可についてを議題といたします。

事務局の提案説明を求めます。

事務局（田中主事）

議案第 3 号について朗読する。（別紙議案書のとおり）

議 長（飯野 和男）

ただいま事務局より説明がありましたが、提出番号27番については議事参与の制限案件に該当しますので、27番を除いて、担当委員より調査結果の報告をお願いいたします。

まず、豊里地区分について、對崎委員、お願いいたします。

對崎徳男委員

去る10月 6 日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号 1 番につきましては、農地区分は第 1 種と判断いたしました。

申請者は、結婚を機に独立した生活をしたく、申請地を祖父より受贈し、自己用住宅用地として申請するものです。資金については金融機関からの融資で賄い、関係法令協議は整っております。

提出番号 2 番については、農地区分は第 3 種と判断いたしました。

申請者は、現在、借家住まいですが、将来のことを考え申請地を取得し、自己用住宅用地として申請するものです。資金については金融機関からの融資で賄い、関係法令との協議は整っております。

提出番号 3 番から 5 番については、同一申請人のため一括して説明いたします。

農地区分は、いずれも第 3 種と判断いたしました。

申請者は、県外で不動産業を営む法人です。今般、売買により申請地を取得し、建て売り住宅 1 棟ずつを販売する計画です。資金については自己資金で賄い、関係法令協議は整っております。

以上のことから、提出番号 1 番から 5 番については、一般基準を満たしており、第 1 種農地の例外許可規定、第 3 種農地の許可基準に該当しますので、許可しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員様の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議 長（飯野 和男）

ありがとうございました。

続きまして、谷田部地区分について、小川委員、お願いいたします。

小川 充委員

去る 10 月 5 日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号 6 番については、農地区分は第 3 種と判断いたしました。

申請者は、近隣でクリニックを経営している医療法人の役員です。従業員や患者も増え、駐車場が手狭になってきたことから、申請地を取得し、駐車場用地として医療法人に貸し付けるため申請するものです。

許可後の利用方法は、砕石敷きとし、雨水は敷地内浸透処理の上、従業員用駐車場19台分のスペースを確保する計画です。資金については、自己資金で賄う予定です。

提出番号7番については、農地区分は第1種と判断いたしました。

申請者は、申請地と同一の大字に事務所を構える一般廃棄物収集運搬及び処理業等を営む法人の役員です。既存の事務所に来客の際の駐車スペースがなく、不便であったことから、申請地を取得し、駐車場用地として貸し付けるため申請するものです。

許可後の利用方法は、周囲をフェンスで囲い、敷地内を砕石敷きとし、雨水は敷地内浸透処理の上、業務用車両と自家用車の駐車場を合計6台分スペースを確保する計画です。資金については、自己資金で賄う予定です。

提出番号8番については、農地区分は第3種と判断いたしました。

申請者は、市内で土木工事業を営む法人です。先般、市が発注した道路改良舗装工事の下請けとして工事を受注しましたが、工事車両の駐車場が必要であるため、申請地を借り受け駐車場用地として申請するものです。許可日から令和6年2月19日までの一時転用です。

許可後の利用方法は、全面を鉄板敷きとし、雨水は敷地内浸透処理の上、駐車場5台分のスペースを確保する計画です。資金については、自己資金で賄う予定です。

提出番号9番については、農地区分は第1種及び第3種と判断いたしました。

申請者は、全国的に展開するコンビニエンスストアを経営する法人で、事業拡大のため、新たな店舗を建設すべく申請するものです。

許可後の利用方法は、店舗1棟、物置1棟を設置した上、駐車場35台分を確保する計画で、資金については自己資金で賄い、関係法令協議は整っております。

提出番号10番については、農地区分は第3種と判断いたしました。

申請者は、現在、借家に住んでおりますが、将来のことを考え申請地を取得し、自己用住宅用地として申請するものです。資金については自己資金で賄い、関係法令協議は整っております。

提出番号11番については、農地区分は第3種と判断いたしました。

申請者は、現在、借家住まいですが、子供の成長に伴い手狭になってきたため、申請地を父から受贈し、自己用住宅用地として申請するものです。資金については金融機関からの融資で賄い、関係法令協議は整っております。

提出番号12番については、農地区分は第1種と判断いたしました。

申請者は、近隣の総合病院に勤務している医者です。今般、地域に寄り添った診療所を開業すべく、申請地を借り受け、診療所用地として申請するものです。

許可後の利用方法は、診療所1棟を建設の上、駐車場21台分のスペースを確保する計画で、資金については自己資金で賄い、関係法令協議は整っております。

提出番号13番については、農地区分は第1種と判断いたしました。

申請者は、県内で調剤薬局を経営する法人です。今般、申請地の近隣で診療所の開業計画があることから、申請地を借り受け、調剤薬局用地として申請するものです。

許可後の利用方法は、調剤薬局店舗 1 棟を建築の上、駐車場 6 台分スペースを確保する計画です。資金については自己資金で賄い、関係法令協議は整っております。

提出番号14番については、資金に関する書類等が整わないため、継続審議といたしました。

以上のことから、提出番号14番については継続審議。提出番号 6 番から13番については、一般基準に適合の上、第 1 種農地の例外許可規定及び第 3 種農地の許可基準に該当しますので、許可しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議 長（飯野 和男）

ありがとうございました。

続きまして、茎崎地区分について、蛭原委員、お願いいたします。

蛭原 昇委員

去る 10 月 10 日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号15番については、農地区分は第 3 種と判断いたしました。

申請者は、市内で上下水道維持管理業を営む法人で、今般、利便性の向上と経営規模の拡大のため、既存の事務所を売却し、移転するための事務所用地として申請するものです。

許可後の利用方法は、事務所 1 棟を建築し、普通自動車38台分の駐車スペースを確保する計画です。資金については、自己資金と金融機関からの融資で賄う予定で、関係法令協議は整っております。

提出番号16番について、申請地の農地区分は第 2 種と判断しました。

申請者は、県外で太陽光発電事業を営む法人です。太陽光発電事業用地を探していたところ、適切な土地が見つかったため、申請地を取得し、太陽光発電施設用地として申請するものです。

許可後の利用方法は、周囲をフェンスで囲い、雨水は敷地内浸透処理とした上で、550 Wパネルを168枚設置する計画で、資金については自己資金で賄う予定です。

なお、本申請については、電力の固定価格買取制度を用いず、小売電気事業を営む親会社に電気を売る計画となっております。

提出番号17番については、農地区分は第 1 種と判断しました。

申請者は、隣地で外国語会話教室を営む法人です。今般、既存の駐車場が手狭なため、申請地を取得し、駐車場用地として申請するものです。

許可後の利用方法は、全面碎石敷きとし、雨水は敷地内浸透処理とした上で、普通自動車 6 台分のスペースを確保する計画です。資金については自己資金で賄い、関係法令協議は整っております。

以上のことから、提出番号15番から17番については、一般基準に適合の上、第 1 種農地の例外許可規定、第 2 種農地及び第 3 種農地の許可基準に該当しますので、許可しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議長（飯野 和男）

ありがとうございました。

続きまして、大穂地区分について、石島委員、お願いいたします。

石島 繁委員

去る11月5日に行いました現地調査、並びに審議結果について御報告いたします。

提出番号18番については、農地区分は第2種と判断いたしました。

申請者は、現在、借家住まいですが、将来のことを考え申請地を取得し、自己用住宅用地として申請するものです。資金については金融機関からの融資で賄い、関係法令協議は整っております。

提出番号19番については、農地区分は第3種と判断いたしました。

申請者は、現在、借家に夫婦で住んでおりますが、手狭になってきたため申請地を取得し、自己用住宅用地として申請するものです。資金については金融機関からの融資で賄い、関係法令協議は整っております。

提出番号20番については、農地区分は第3種と判断いたしました。

申請者は、現在、申請地の隣接地に住んでおりますが、自己用住宅を建設する際に宅地内に上水道管が引込みされていなかったことから、当該農地に地上権を設定した上で、給水管の埋設用地として使用しておりました。今般、土地所有者の方と協議した結果、申請地を譲渡していただけることとなったことから、申請地を取得し、自己用住宅用地の敷地を拡張するために申請するものです。資金については自己資金で賄い、関係法令協議は整っております。

提出番号21番については、農地区分は第1種と判断いたしました。

申請者は、市内で土木工事業を営む法人です。先般、長高野地区において市の発注した公共工事を受注し、その現場付近に資材置場を設置することが必要になったことから、工事現場に近い申請地を借り受け、資材置場用地とするために申請するもので、令和5年11月30日から令和6年2月29日までの一時転用です。

許可後の利用方法は、周囲をネットフェンスで囲い、全面を鉄板敷きとし、雨水は敷地内浸透処理とした上で、仮設事務所、残土・資材・アスファルトガラなどを置く計画で、資金については自己資金で賄う予定となっています。

提出番号22番については、農地区分は第3種と判断いたしました。

申請者は、市内で土木建設業を営む法人です。現在、既存で利用している資材置場が手狭で業務に支障を来していることから、申請地を借り受け、資材置場用地として申請するものです。

許可後の利用方法は、周囲をパイプ柵で囲み、通路部分を碎石敷きとし、雨水は敷地内浸透処理とした上で、ヒューム管100本、ボックスカルバート50基、L型擁壁50基、碎石、山砂、バックホウ1台を置く計画で、資金については自己資金で賄い、関係法令協議は整っております。

以上のことから、提出番号18番から22番については、一般基準を満たしており、第1種農地、第2種農地の例外許可規定及び第3種農地の許可基準に該当しますので、許可し

ても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議長（飯野 和男）

ありがとうございました。

続きまして、筑波地区分について、櫻井委員、お願いいたします。

櫻井 守委員

去る10月6日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号23番については、農地区分は第3種と判断いたしました。

申請者は、県外で埋蔵物発掘調査業を営む法人です。先般、市の発注した市道改良工事に伴う発掘調査業務を受注し、埋蔵文化財の調査を実施することになったことから、申請地を借り受け資材置場用地として申請するもので、令和5年10月23日から令和5年12月29日までの一時転用です。

許可後の利用方法は、雨水は敷地内浸透処理とした上、作業スペース、調査掘削土、資材、駐車場、仮設トイレ等を置き、調査掘削土はブルーシートで覆い管理する予定で、資金については自己資金で賄います。

提出番号24番については、農地区分は第3種農地と判断いたしました。

申請者は、現在、市外に住んでおりますが、将来のことを考え申請地を取得し、自己用住宅用地として申請するものです。資金については自己資金で賄い、関係法令との協議は整っております。

提出番号25番については、農地区分は第3種と判断いたしました。

申請者は、申請地付近に居住しておりますが、自宅敷地が狭く駐車場のスペースがないことから、申請地を譲り受け駐車場用地として申請するものですが、許可を受ける前に申請地を使用してしまっていることから、始末書が添付されています。

許可後の利用方法は、全面を砕石敷きとし、雨水は敷地内浸透処理とした上で、物置と自動車3台分の駐車スペースを確保する計画で、資金については自己資金で賄います。

提出番号26番については、農地区分は第1種と判断いたしました。

申請者は、現在、借家住まいですが、将来のことを考え申請地を取得し、自己用住宅用地として申請するものです。資金については自己資金と借入金で賄い、関係法令との協議は整っております。

以上のことから、提出番号23番から26番については、一般基準に適合の上、第1種農地の例外許可規定、第3種農地の許可基準に該当しますので、許可しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議長（飯野 和男）

ありがとうございました。

続きまして、桜地区分について、吉田委員、お願いいたします。

吉田新一委員

去る10月10日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号28番については、農地区分は第3種と判断いたしました。

申請者は、現在、借家住まいですが、将来のことを考え申請地を取得し、自己用住宅地として申請するものです。資金については金融機関からの融資で賄い、関係法令協議は整っております。

提出番号29番については、農地区分は第3種と判断いたしました。

申請者は、現在、借家住まいですが、将来のことを考え、申請地を知人より借り受け、自己用住宅地として申請するものです。資金については金融機関からの融資で賄い、関係法令協議は整っております。

提出番号30番については、農地区分は第3種と判断いたしました。

申請者は、現在、借家住まいですが、将来のことを考え、申請地を祖父より借り受け、自己用住宅地として申請するものです。資金については金融機関からの融資で賄い、関係法令協議は整っております。

提出番号31番については、農地区分は第1種と判断いたしました。

申請者は、現在、借家住まいですが、将来のことを考え、申請地を母より借り受け、自己用住宅地として申請するものです。資金については金融機関からの融資で賄い、関係法令協議は整っております。

以上のことから、提出番号28番から31番については、一般基準を満たしており、第1種農地の例外許可規定及び第3種農地の許可基準に該当しますので、許可しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員さんの御審議をよろしくお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議長（飯野 和男）

ありがとうございました。

以上で、議案第3号の説明及び報告が終わりました。

提出番号14番は継続審議との報告がありましたので、継続審議分を先に審議いたします。

提出番号14番について、質問、意見等ありましたらお願いいたします。

<「なし」と呼ぶ者あり>

議長（飯野 和男）

質問、意見共にないようですので、提出番号14番に対する質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

提出番号14番については、小川委員報告のとおり、継続審議とすることに異議ありませんか。

<「異議なし」と呼ぶ者あり>

議長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので異議なしと認め、議案第3号、提出番号14番については、継続審議といたします。

続きまして、提出番号1番から13番、15番から26番、28番から31番について、審議いたします。

質問、意見等ありましたらお願いいたします。

＜「なし」と呼ぶ者あり＞

議長（飯野 和男）

質問、意見共にないようですので、これにて提出番号1番から13番、15番から26番、28番から31番に対する質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

提出番号1番から13番、15番から26番、28番から31番については、許可することに異議ありませんか。

＜「異議なし」と呼ぶ者あり＞

議長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので異議なしと認め、議案第3号 農地法第5条の規定による権利の設定、移転の許可についての提出番号1番から13番、15番から26番、28番から31番については、原案のとおり許可することに決定いたします。

続きまして、提出番号27番を審議願うわけですが、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、本橋委員の退席を求めます。

（本橋文男委員 退席）

議長（飯野 和男）

それでは、提出番号27番について、吉田委員より調査結果の報告をお願いいたします。

吉田新一委員

去る10月10日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号27番については、農地区分は第3種と判断いたしました。

申請者は、現在、借家住まいですが、将来のことを考え申請地を取得し、自己用住宅地として申請するものです。資金については金融機関からの融資で賄い、関係法令協議は整っております。

以上のことから、提出番号27番については、一般基準を満たしており、第3種農地の許可基準に該当しますので許可しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員さんの御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議 長（飯野 和男）

ありがとうございました。

提出番号27番について、質問、意見等ありましたらお願いいたします。

＜「なし」と呼ぶ者あり＞

議 長（飯野 和男）

質問、意見共にはないようですので、これにて提出番号27番に対する質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

提出番号27番について、吉田委員報告のとおり、許可することに異議ありませんか。

＜「異議なし」と呼ぶ者あり＞

議 長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので異議なしと認め、議案第3号 農地法第5条の規定による権利の設定、移転の許可についての提出番号27番について、許可することに決定いたします。

本橋委員の復席を求めます。

（本橋文男委員 復席）

議案第4号 現況証明の発行可否について

議 長（飯野 和男）

次に、議案第4号 現況証明の発行可否についてを議題といたします。

事務局の提案説明を求めます。

事務局（廣引係長）

議案第4号について朗読する。（別紙議案書のとおり）

議 長（飯野 和男）

ただいま事務局の説明がありましたが、各地区において調査を実施しておりますので、担当委員より調査結果の報告をお願いいたします。

まず、荃崎地区分について、蛭原委員、お願いいたします。

蛭原 昇委員

去る10月10日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号1番については、不耕作により山林状態となっており、再生利用が困難な状況

となっています。

以上のことから、提出番号1番については、非農地証明の範囲と認められることから、証明しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議 長（飯野 和男）

ありがとうございました。

続きまして、大穂地区分について、石島委員、お願いいたします。

石島 繁委員

去る10月5日に行いました現地調査、並びに審議結果について御報告いたします。

提出番号2番については、平成3年以前より宅地として利用しており、現在も同様の状況となっております。

以上のことから、提出番号2番については、非農地証明の範囲と認められることから、証明しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議 長（飯野 和男）

ありがとうございました。

続きまして、筑波地区分について、櫻井委員、お願いいたします。

櫻井 守委員

去る10月6日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号3番については、農業用機械等により容易に耕作が可能となる土地であると判断いたしました。

提出番号4番についても、農業用機械等により容易に耕作が可能となる土地であると判断いたしました。

提出番号5番については、平成7年より宅地として利用されており、現在も同様の状況となっております。

提出番号6番については、農業用機械等により容易に耕作が可能である土地と判断いたしました。

提出番号7番については、昭和59年より宅地として利用されており、現在も同様の状況となっております。

以上のことから、提出番号3番、4番、6番については、非農地証明の範囲に該当しないとの結論になりました。

提出番号5番、7番については、非農地証明の範囲と認められることから、証明しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議 長（飯野 和男）

ありがとうございました。

続きまして、桜地区分について、吉田委員、お願いいたします。

吉田新一委員

去る10月10日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号8番については、不耕作により山林状態となっており、現在も同様の状態となっております。

提出番号9番については、昭和53年頃より宅地として利用しており、現在も同様の状況となっております。

以上のことから、提出番号8番、9番については、非農地証明の範囲と認められることから、証明しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員さんの御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議長（飯野 和男）

ありがとうございました。

以上で、議案第4号の説明及び報告が終わりました。

提出番号3番、4番、6番については、証明発行否との報告がありましたので、先に審議いたします。

提出番号3番、4番、6番について、質問、意見等ありましたらお願いいたします。

＜「なし」と呼ぶ者あり＞

議長（飯野 和男）

質問、意見共にないようですので、これにて提出番号3番、4番、6番に対する質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

提出番号3番、4番、6番については、櫻井委員報告のとおり、証明発行否とすることに異議ありませんか。

＜「異議なし」と呼ぶ者あり＞

議長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので異議なしと認め、議案第4号、提出番号3番、4番、6番は、証明発行否とすることに決定いたします。

続きまして、提出番号1番、2番、5番、7番から9番について、審議いたします。

質問、意見等ありましたらお願いいたします。

＜「なし」と呼ぶ者あり＞

議 長（飯野 和男）

質問、意見共にならないようですので、提出番号 1 番、2 番、5 番、7 番から 9 番に対する質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

提出番号 1 番、2 番、5 番、7 番から 9 番については、証明発行可とすることに異議ありませんか。

＜「異議なし」と呼ぶ者あり＞

議 長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので異議なしと認め、議案第 4 号 現況証明の発行可否についての提出番号 1 番、2 番、5 番、7 番から 9 番は、証明発行可とすることに決定いたします。

議案第 5 号 買受適格証明の発行可否について

議 長（飯野 和男）

次に、議案第 5 号 買受適格証明の発行可否についてを議題といたします。

事務局の提案説明を求めます。

事務局（田中主事）

議案第 5 号について朗読する。（別紙議案書のとおり）

議 長（飯野 和男）

ただいま事務局から説明がありましたが、大穂地区において調査を実施しておりますので、石島委員より調査結果の報告をお願いいたします。

石島 繁委員

去る 10 月 5 日に行いました現地調査、並びに審議結果について御報告いたします。

提出番号 1 番については、水稻・野菜を作付けしている農家で、公売参加予定地には野菜を作付けする計画です。

以上のことから、提出番号 1 番については、農地法 3 条 2 項各号に該当しないことから、証明しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議 長（飯野 和男）

ありがとうございました。

以上で、議案第 5 号の説明及び報告が終わりました。

質問、意見等ありましたらお願いいたします。

<「なし」と呼ぶ者あり>

議 長（飯野 和男）

質問、意見共にはないので、議案第5号に対する質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第5号について、証明発行可とすることに異議ありませんか。

<「異議なし」と呼ぶ者あり>

議 長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので異議なしと認め、議案第5号 買受適格証明の発行可否については、証明発行可とすることに決定いたします。

なお、議案書に記載のとおり、当該買受適格証明書の交付を受けた者が落札人となり、当該許可の申請書を提出した場合には、当該証明書の交付時と事情が異なっていると認めたとときを除き、許可をすることといたします。

議案第6号 農用地利用集積計画の決定について

議案第7号 農用地利用集積計画の決定について（農地中間管理事業）

議 長（飯野 和男）

次に、議案第6号 農用地利用集積計画の決定について及び議案第7号 農用地利用集積計画の決定について（農地中間管理事業）を一括して議題としたいと思いますが、よろしいでしょうか。

<「異議なし」と呼ぶ者あり>

議 長（飯野 和男）

それでは、議案第6号及び第7号を一括して議題といたします。

事務局の提案説明を求めます。

事務局（廣引係長）

議案書21ページになります。

議案第6号 農用地利用集積計画の決定について及び議案第7号 農用地利用集積計画の決定（農地中間管理事業）について、御説明いたします。

こちらは、市長より令和5年9月19日付及び令和5年9月20日付で、農用地利用集積計画の決定を求められているものです。

議案第6号、提出番号1番、豊里地区で5年間の賃借権を設定するものです。

以降、提出番号10番まで議案書記載のとおりとなり、豊里地区1件、谷田部地区5件、茎崎地区2件、大穂地区1件、桜地区1件となります。

続きまして、議案書23ページ、議案第7号になります。

提出番号 1 番、豊里地区で10年間賃借権を設定するものです。

以降、提出番号92番までのとおりとなり、豊里地区 7 件、荃崎地区 1 件、大穂地区81件、筑波地区 3 件となります。

以上でございます。

議 長（飯野 和男）

ただいま事務局の説明がありましたが、質問、意見等ありましたらお願いいたします。

柳下委員、お願いします。

柳下浩一朗委員

豊里地区の柳下です。

提出番号18番と61番ですが、受人と渡人が同一人物となっておりますが、申請する上で問題ないのでしょうか。

事務局（天貝課長）

事務局よりお答えいたします。

農地中間管理事業におきましては、この機構を通して貸借りをして担い手に集積するというのが主旨になっておりますけれども、この借受人と貸付けの地主が同じであっても、中間管理事業を活用して貸借りの権利設定をすることは可能でございます。

こういった貸借りをすることによって、農地の集積率が上がれば、国の定める補助制度なんかを活用できるということで、その地域や担い手に協力金という補助金が交付できる場合もございますので、こういった形の貸借りを設定している状況でございます。

柳下浩一朗委員

ありがとうございました。

議 長（飯野 和男）

そのほかに何かございますか。

<「なし」と呼ぶ者あり>

議 長（飯野 和男）

質問、意見共にないようですので、これにて議案第 6 号及び議案第 7 号に対する質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第 6 号及び議案第 7 号について、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

<「異議なし」と呼ぶ者あり>

議 長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので異議なしと認め、議案第 6 号及び議案第 7 号の農用地利用集積計画について、原案のとおり決定いたします。

議案第 8 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第 3 項の規定による農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見について

議 長（飯野 和男）

次に、議案第 8 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第 3 項の規定による農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見についてを議題といたします。

事務局の提案説明を求めます。

事務局（田中主事）

議案書50ページになります。

議案第 8 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第 3 項の規定による農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見について、御説明いたします。

こちらは、市長より令和 5 年 9 月 20 日付で農用地利用集積等促進計画案の意見を求められているものです。

整理番号 1 番、豊里地区で 5 年 7 か月間賃借権の設定を行うものです。

計画案につきましては、茨城県農地中間管理機構の要請により市が機構に提出するものです。

以上でございます。

議 長（飯野 和男）

ただいま事務局の説明がありましたが、質問、意見等ありましたらお願いいたします。

蛭原委員、お願いします。

蛭原 昇委員

荏岐地区の蛭原です。議案についての質問ではありませんが、お尋ねします。本日の新聞記事で、市内に本社のあるワールドファームが破産したとの報道がありました。当該法人は農用地利用集積計画や農地中間管理機構を通して中間管理事業を活用していると思いますが、破産による今後の影響について教えてください。

事務局（天貝課長）

事務局からお答えいたします。

今回のワールドファームの話でございますけれども、借り受けていた農業法人が破綻して、今後営農を継続できなくなったという場合でございますけれども、一般的に農地中間管理事業を活用して貸借りをしているような場合は、公的機関であります茨城県農林振興公社が間に入っておりますので、賃借料、いわゆる小作料については、地主のほうに機構が補償するというような形になろうかと思えます。

恐らく破綻した法人からは、幾らも小作料は取ることはできないと思われますので、今

後、破産のほうでの配分があれば別ですけども、機構が補填して新たな借受人を見つけるというのが現状の中間管理の制度でございますので、今後、中間管理事業で貸借りをしていた農地については、残りの貸借りの期間、作ってくれる新たな担い手を見つけていくというようなことになろうかと思います。ただ、すぐ見つかるかどうかは別問題でして、その辺は今後市のほうで進めていくことになろうかと思います。

それと、農用地利用集積計画を活用して相対でやっていたもの、これは取扱いが中間管理事業とは異なりまして、これは民民の相対の契約でやっている貸借りですので、農地の賃借料については今後の破産の処理の行方を見守っていかなくてはならないということかなと思います。

それと、今後代わりに引き継いでそこを作ってくれる会社等が現れれば、新たな法人との地主との契約ということになりますので、一旦は解約して新たな法人との契約ということになろうかと思います。その辺は民民の契約に関わる部分ですので見守っていただければいいということかかと思ひます。

以上です。

蛭原 昇委員

ありがとうございました。

議 長（飯野 和男）

そのほかに何かございますか。

<「なし」と呼ぶ者あり>

議 長（飯野 和男）

それでは、質問、意見共にならうですので、これにて議案第8号に対する質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第8号を原案のとおり承認することに異議ありませんか。

<「異議なし」と呼ぶ者あり>

議 長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので異議なしと認め、議案第8号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見については、異議なく承認することに決定いたします。

議 長（飯野 和男）

次に、日程第3、報告第1号から8号についてですが、内容は議案書51ページから81ページまでに記載のとおりですので、説明は省略いたします。

報告第1号から報告第8号について、質問等はございませんか。

報告案件ですけれども、よろしいですか。

＜「なし」と呼ぶ者あり＞

議 長（飯野 和男）

質問、意見共にないようですので、報告第1号から報告第8号について終了いたします。
以上で、議案の審議並びに報告事項は全て終了いたしました。

その他

議 長（飯野 和男）

そのほかの報告ですが、今年度実施する農家後継者結婚支援事業について、農業担い手対策専門委員会の飯島委員長より報告をお願いいたします。

飯島孝一委員

今年度の農業後継者のための結婚支援事業の募集状況についてご報告いたします。
現在の応募状況については、男性5名、女性2名となっております。

これまでに、「守谷・取手エリア」を広報対象とした生活情報誌と、10月発行の広報つくばに、イベント内容を掲載し、募集を行いました。

現在、募集定員を下回っていることから、追加で「つくば・土浦エリア」を広報対象とした生活情報誌へも募集記事を掲載する予定です。

委員の皆様の中でも、お知り合いの方がおりましたら、ご案内の程よろしく願いいたします。

議 長（飯野 和男）

ありがとうございました。

閉会の宣告

議 長（飯野 和男）

これをもちまして、令和5年第10回総会を閉会いたします。
長時間にわたり、審議ありがとうございました。

【午後2時34分 閉会】

議 長

農業委員会委員

農業委員会委員